

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器ホットウェル（A）に「導電率高」を示す警報の発生及び導電率の指示値に一時的な上昇が認められたため、対応検討	A s	12月7日公表済 (PDF162KB) 12月8日再審議にて 区分・グレード変更 その他→区分Ⅲ C → A s

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（B）のベント弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
欠番				
3	2号機	残留熱除去系（B）、炉心スプレイ系（B）及び高圧注水系の各系統の状態表示用ランプに点灯不良が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
4	2号機	高圧注水系の試運転に伴う同系駆動用タービンの補助油ポンプ起動時に、潤滑油ストレーナの上蓋部より潤滑油のリークが認められたため、対応検討	C	
5	3号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルポンプ出口再循環弁のグランドシール部にパッキン締め代不足が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系主給気ファン駆動用電動機の点検において、シャフト（ブリー取付部）の表面に損傷（摺動痕）が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）の本体下部にほう酸の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	主タービン非常用潤滑油ポンプの自動起動試験実施の際、当該ポンプの自動起動とほぼ同時にターニングギヤー潤滑油ポンプが自動起動したため、対応検討	C	
9	6号機	タービン建屋機器ドレンサンプルB系のサンプルポンプが自動起動した際、サンプルレベル低を示す警報の発生と同時に、当該ポンプが自動停止する事象が発生したため、当該サンプルレベル制御回路を点検・修理	D	
10	6号機	廃棄物処理系の各種ポンプ用軸シール水供給系の圧力計等の検出元弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	「高圧タービン第5段抽気母管ドレンレベル高」を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
12	6号機	「抽気ドレンレベル高」を示す警報の発生が認められたため、対応検討	C	
13	6号機	主発電機内温度計（固定子巻線N o. 68）に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
14	6号機	プロセス計算機の入力点（1箇所：タービン油冷却器出口油温度）の熱電対が断線していることを示す故障メッセージが発生したため、当該部を点検・修理	D	
15	集中環境施設	高圧圧縮機設備の圧縮物押し出しシリンダ用高圧縮端リミットスイッチの内部配線に一部断線が認められたため、当該リミットスイッチを修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで